

# 不正軽油撲滅NEWS



NO. 14 平成28年3月発行

## 富山県不正軽油防止対策協議会

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7(富山県経営管理部税務課内)  
TEL:076-444-3178 FAX:076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介しています。

不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、不正軽油に関する情報をお寄せください。皆様からの情報が、不正軽油撲滅につながります！

## 不正軽油製造と脱税で社長起訴！ 和歌山市

灯油を混ぜた不正軽油を製造し、軽油引取税を脱税したとして、和歌山地検は28年3月7日、地方税法違反の罪で和歌山市の石油製品販売会社社長を起訴しました。

被告は社員らと共謀し、平成27年1月26日から2月6日の間、軽油と灯油を混和して炭化水素油（不正軽油）を計22万リットル製造したとしています。さらに、不正軽油を軽油として販売したにもかかわらず県税事務所長に申告せず、約3億4000万円を脱税したとしています。

『産経新聞』平成28年3月8日

## 「不正軽油撲滅宣言事業所」登録状況

当協議会では、軽油の販売や使用をしている県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲滅宣言をしていただける事業所を募集しております。

平成28年2月末時点で、561の事業所に登録いただいております。登録いただいた事業所にはステッカーを交付しますので、給油機等に貼っていただければ、適正な軽油を取扱っていることをPRできます。

詳しくは、下記のホームページをご参照ください。

引き続き、当事業の周知・拡大にご協力をお願いいたします。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県税務課HP ( [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1107/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/index.html) )

⇒ 富山県不正軽油防止対策協議会 ⇒ 「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

使っている軽油がちょっとおかしい！

トラックに灯油を直接給油しているところを見た！ という場合は…

「軽油110番」または「総合県税事務所」までお電話を！

軽油110番 076-444-8110

総合県税事務所 076-444-4507